

水痘ワクチンの定期接種について

接種対象者：1歳・2歳（生後12ヶ月から生後36ヶ月に至るまで）

接種回数：3ヶ月以上の間隔をおいて 2回接種

- 平成26年10月1日以前に水痘にかかっていることがある場合、または任意で2回接種している方は対象外です。
- 対象年齢で1回接種済の方は。残りの1回を定期予防接種として接種可能です。
- 1回目を対象年齢で接種した場合であっても、2回目を接種する際に3歳以上になっている場合は、2回目の接種は定期接種になりません。

※接種時期・回数等については、小児科外来でご確認ください。

※詳しくは札幌市ホームページ「水痘（水ぼうそう）」をご覧ください。